

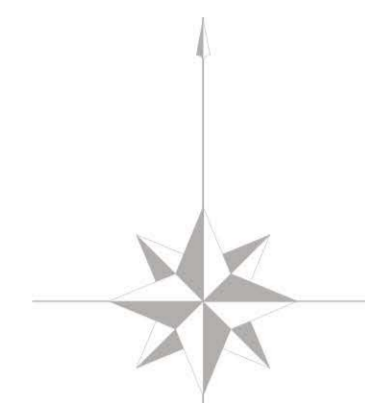
小平都市計画図

(用途地域・高度地区・防火地域・準防火地域・風致地区・特別緑地保全地区・生産緑地地区・道路・公園・墓園・日影規制区域・地区計画・高度利用地区・市街地再開発事業区域等)

東久留米市

東村山市

[注] 本図の道路・公園の位置、地域地区等の境界はその概略を示すもので、その詳細は「東京都都市整備局」または「小平市都市開発部都市計画課」に備え置かれた図書を閲覧ください。



東大和市

立川市

西東京市

国分寺市

小金井市

用途地域・日影規制等	
表示	用途地域
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域

用途	容積率	高さ	防火	日影規制	規制される日影時間
第一種低層住居専用地域	30	10m	準防火	なし	なし
第二種低層住居専用地域	50	100	準防火	なし	なし
第一種中高層住居専用地域	30	100	準防火	あり	3時間以上
第二種中高層住居専用地域	50	100	準防火	あり	3時間以上
第一種住居地域	60	200	準防火	あり	3時間以上
第二種住居地域	60	200	準防火	あり	3時間以上
準住居地域	60	200	準防火	あり	3時間以上
近隣商業地域	80	200	準防火	あり	3時間以上
商業地域	80	400	準防火	あり	3時間以上
準工業地域	60	200	準防火	あり	3時間以上
工業地域	60	200	準防火	あり	3時間以上

種類	建築物の高さの最高限度	備考
第1種高度地区 [I]	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	真北方向 隣地境界線等
第2種高度地区 [II]	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とする。	真北方向 隣地境界線等
第3種高度地区 [III]	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.5倍に5メートルを加えたもの以下とする。	真北方向 隣地境界線等
2.5m 第1種高度地区 [25mI]	1. 建築物の高さは、25メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。	真北方向 隣地境界線等
2.5m 第2種高度地区 [25mII]	1. 建築物の高さは、25メートル以下とする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とする。	真北方向 隣地境界線等

地域区分	構造	耐火建築物	準耐火建築物	準防火地域
防火地域	耐火建築物	耐火3以上のもの	耐火2以下のもの	耐火3以上のもの
準防火地域	耐火建築物	耐火4以上のもの	耐火3以上のもの	耐火3以上のもの

市街地再開発事業

市街地再開発事業区域

高度利用地区

高度利用地区

土地区画整理事業

土地区画整理事業施行地区

地区計画

地区計画区域

地区整備計画区域

道路・公園・生産緑地等

都市計画道路

都市計画公園

都市計画墓園

特別緑地保全地区

生産緑地地区

ごみ焼却場

地下駐車場

風致地区

風致地区

(注) 用途地域等の制限と比較し、制限の厳しい部分が適用される。(東京都及び立川市の一部は、東京都風致地区条例に基づき規制となります。)

この図は、東京都及び立川市(東京都)の都市計画図(東京都)として作成したものである。無断複製を禁ずる。